

	<p>内のものを除く。)を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。</p>		<p>て、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。)を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。</p>
<p>【注の追加】</p>		<p>(追加)</p>	<p>注4 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上投薬を行った場合には、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。</p>
<p>【注の追加】</p>		<p>(追加)</p>	<p>注7 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。</p>
<p>第5節 処方せん料</p>			
<p>F400 処方せん料</p>			
<p>【項目の見直し】</p>	<p>1 7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であ</p>	<p>→</p>	<p>1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、4種類以上の抗うつ薬又は4種類以上の抗精神病薬の投薬（臨時の投薬等のものを除く。）を行った場合 30点 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬</p>

	った、投薬期間が2週間以内のものを除く。)を行った場合 40点	の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合 40点
	2 1以外の場合 68点	3 1及び2以外の場合 68点
【注の追加】	(追加)	注2 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上投薬を行った場合には、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。
【注の追加】	(追加)	注8 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。
第6節 調剤技術基本料 F500 調剤技術基本料	(追加)	注5 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には算定しない。